（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等・法第三十四条）

第二十二条　受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（送達・法第三十六条）

第二十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第三十八条の二）

第二十六条の二　家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の十八（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

2　前項において読み替えて準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、秘匿事項届出書面から法第三十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第四十条）

第二十七条　法第四十条第三項に規定する方法によって参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の方法によって参与員に同項の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。

（参加の申出の方式等・法第四十一条等）

第二十七条の二　［略］

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第四十六条）

第三十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、家事審判の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第三十四条）

第二十二条　受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（送達・法第三十六条）

第二十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項及び第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

［新設］

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第三十八条の二）

第二十六条の二　家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号を除く。）、第五十二条の十第一項、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十三第一項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

（参加の申出の方式等・法第四十一条等）

第二十七条　［同上］

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第四十六条）

第三十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、家事審判の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「家事事件手続規則第三十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第九十七条第二項」と読み替えるものとする。